

一般競争入札公告

社会福祉法人美しの里（仮称）特別養護老人ホーム梨花新築計画にともなう物品購入の一般競争入札について、次のとおり公告します。

2020年9月15日

社会福祉法人 美しの里

理事長 岡勢 美子

1. 入札内容

(1) 名称 社会福祉法人美しの里（仮称）特別養護老人ホーム梨花新築計画にともなう物品購入

(2) 納品場所 〒355-0002 埼玉県東松山市東平656-1 （仮称）特別養護老人ホーム梨花

(3) 購入備品

- ①居室内洗面化粧台他一式
- ②入浴設備・厨房設備機器一式
- ③通信環境機器一式

(4) 納入時期 （詳細な納入時期については別途協議あり）

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ①居室内洗面化粧台他一式 | 2020年12月25日まで |
| ②入浴設備・厨房設備機器一式 | 2020年12月10日から2021年1月15日までの間 |
| ③通信環境機器一式 | 2021年1月1日から2021年1月15日までの間 |

2. 入札方法等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格 | 非公表 |
| (3) 最低制限価格 | 無 |
| (4) 入札保証金 | 無 |

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県物品等競争入札参加資格者情報（以下「資格者情報」という。）の資格有効年度が、平成31年・32年で登録されたものであり、格付けがA級であること、または、①居室内洗面化粧台他一式については、埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されている単業者で、経営事項審査評価の総合評定値が830点以上の業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、

再生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと及びその企業と親子関係にある企業でないこと。
- (7) 医療、福祉関連事業における備品の納入実績があること。ただし、上記(2)に記載のある①居室内洗面化粧台他一式について埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されている単体事業者の場合は不要。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から2020年9月24日(木)まで
但し、土・日曜日、祝祭日を除く
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで(問合せは午前10時から午後5時まで)
- (3) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格等確認申請書
 - イ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績表(書式は任意)
(ただし、①居室内洗面化粧台他一式について埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されている単体事業者の場合は不要)
 - ウ 会社案内
 - エ 埼玉県物品等競争入札参加資格者情報、または、①居室内洗面化粧台他一式については、建設業許可書の写し、埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格を証する書類の写し、直近の総合評定値通知書の写し
 - オ 法人登記簿本の複写
- (4) 提出方法 持参もしくは書留郵送(持参の場合は要事前連絡) ※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先

(仮称) 特別養護老人ホーム梨花設立準備室(ケアサービスひまわり内)

〒355-0328 埼玉県比企郡小川町大塚1267

担当窓口 : 森

電話 : 0493-74-0090

E-mail : utsukushinosato.mc@gmail.com

(※一般競争入札参加資格等確認申請書の書式はメールで送信致しますので、メールにてご連絡ください)

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には備品仕様書等〔入札書書式等〕をメールにて配布する。
(現場説明会は行わないものとする。)

6. 入札執行の日時等

- (1) 入札日時 2020年10月20日 (火)

①居室内洗面化粧台他一式	12:00
②入浴設備・厨房設備機器一式	12:30
③通信環境機器一式	13:00

- (2) 入札場所 リリックおがわ 2階 会議室5
〒355-0328 埼玉県比企郡小川町大塚55

7. 入札日程等

- (1) 公告日 2020年9月15日 (火)
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出締切 2020年9月24日 (木) 午後4時まで
- (3) 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布日時
2020年9月28日 (月) にメールにて送付
- (4) 質疑書提出期限 2020年10月6日 (火) 午前12時まで
提出方法 メールによる (提出書式: PDF 様式任意)
入札仕様書記載物品と同等と法人が考える物品については、必ず質疑すること。質疑のない場合は、「質疑なし」と明記してメール送信すること。
- (5) 質疑回答期限 2020年10月12日 (月) 午後4時まで
回答方法 メールにより回答 (全ての質疑を集計したものを全参加者送付)
※入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。
- (6) 入札日時 2020年10月20日 (火) (即日開札)

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。ただし初回入札に参加する者の数が1者のみである場合は1回のみとし再入札は行わない。
(再度入札を含め入札は2回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）

② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

9. 入札注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(2) 落札者にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

(4) 落札者は速やかに入札金額内訳書を後日提出すること。

(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。

(6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

④ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書に押印のないもの

イ 入札金額を訂正したもの

ウ その他の記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの

エ 押印された印影が明らかでないもの

オ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

10. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は本法人の理事会・評議員会で承認を受けた後とする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等からの指示があった場合は従うこと。

11. 支払条件

納品検収月の翌月末に指定の銀行口座に振込ものとする。

但し、金融機関の融資実行日以降とする。

12. その他

- (1) 搬入路等については、関係方面と打合せの上交通安全対策に万全を期することと共に破損等が生じた場合は、速やかに現況を復旧すること。
- (2) 現場においては、労働基準法・労働安全規則その他関係法令に従い、作業員等の出入監督・風紀・衛生の取締りならびに火災・盗難等の事故防止については遺漏のないようにすること。